

南関東防衛局からのお知らせ

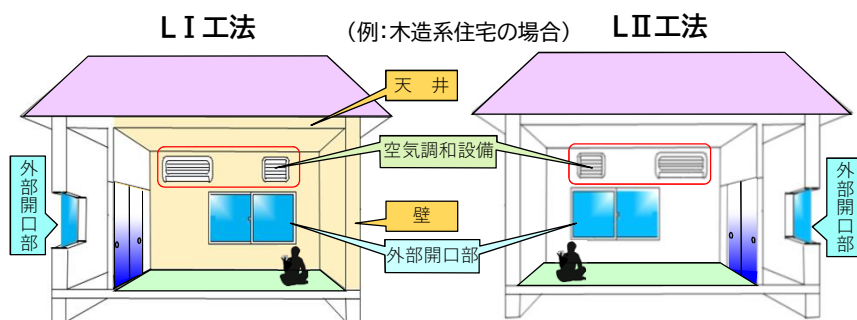
令和9年10月1日に指定の区域にお住いの皆様へ

新しい対象区域の工事内容が変更(新工法)になりますのでお知らせします。

- 南関東防衛局では、住宅防音工事対象区域(第一種区域)について、令和8年3月25日に、現行の対象区域の解除、新しい対象区域の指定を**令和9年10月1日に適用**することを官報で告示しました。
- **新しい区域の適用日以降に住宅防音工事を実施される住宅**については、**新たな工法で実施**します。

新しい住宅防音工事の内容

- 新しい対象区域の住宅防音工事は、家屋全体を防音区画とする**「外郭防音工事」**で実施し、防音サッシに取り付ける**ガラスは「複層ガラス(ペアガラス)」**を採用します。
- **住宅に併設され、住宅部分との間に内部開口部がある事務所や店舗部分**についても、廊下や階段、洗面所といった居室以外の部分と同様に**防音工事の対象範囲**になります。



工事内容	区分	LI工法	LII工法
	天井・壁(居室)	既存天井・壁の一部を撤去し、防音天井・壁に改造	原則として既存のまま
	天井・壁(居室以外)	原則として既存のまま	
	外部開口部	LI工法用の防音サッシ(複層ガラス)の取付	LII工法用の防音サッシ(複層ガラス)の取付
	空気調和設備	換気装置及びエアコンなどの設置 ● 換気装置は、防音工事を行う居室に原則として1台設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台。) ● レンジフードは、原則として既存のまま ● エアコンは、原則として、LI工法の場合最大4台まで、LII工法の場合最大2台まで(既存に設置されていれば対象外)	

過去に防音工事を行った住宅について

- これまでに防音工事(新規工事、追加工事、一挙工事、区画改善工事、従来の外郭防音工事)を実施した住宅(工事未実施の居室がある場合)については、**直近の防音工事完了後10年以上経過したものを対象**とします。
- 玄関、廊下等の居室以外の部分のみが工事未実施の場合、**防音工事を行った部屋の建具復旧工事に併せて、居室以外の部分も防音工事の対象**となります。

お問い合わせはコールセンターへ

0570-00-6000

防衛省 南関東防衛局コールセンター

通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください。(契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります。)

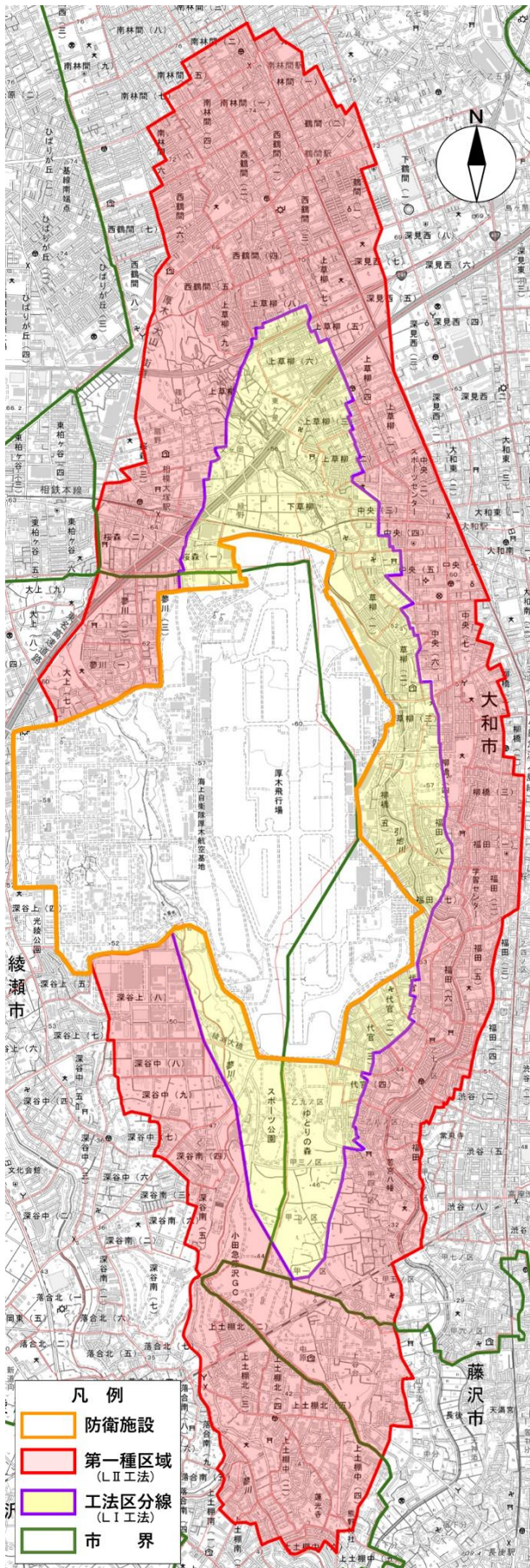
詳細はこちらのWebサイトで▼

受付時間
9:00~19:00
月曜~土曜
[祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く]



住宅防音工事対象区域図

▶対象区域図



新しい対象区域(■ 赤色部分と ■ 黄色部分)に所在し、新しい対象区域の適用日(令和9年10月1日)までに建築された住宅をすべて防音工事の対象とします。

【対象となる住宅】

- 防音工事は、「令和9年10月1日までに建築された住宅」
- 機能復旧工事は、防音工事により設置された防音サッシ、エアコン、換気扇などが工事完了から10年以上が経過し機能が低下している住宅(2回目の機能復旧工事を含む)

【工事の内容】

- 黄色部分の区域 ▶ 新たなLⅠ工法
- 赤色部分の区域 ▶ 新たなLⅡ工法

【希望届の受付】

- 新たに対象となる住宅は、令和9年1月4日から希望届の受付開始
- 平成18年1月17日までに建築された住宅で、従来の工法による防音工事を希望される場合は、令和8年12月28日までに希望届を提出



Q. 従来の第Ⅰ工法から新たなLⅡ工法に変更になると住宅防音工事(防音工事、機能復旧工事)の内容はどう変わりますか。

- A.**
- ① 家屋全体を防音区画とする「外郭防音工事」で実施し、防音サッシに取り付けるガラスは、「複層ガラス(ペアガラス)」となります。
 - ② 居室部分の天井・壁は、「既存のまま」となります。
 - ③ エアコン補助台数は、原則として「最大2台まで」となります。
 - ④ レンジフードは、原則として「既存のまま」となります。

従来の第Ⅰ工法から新たなLⅡ工法に変更になる地域

大和市	全域	南林間1・4丁目、西鶴間1～6丁目、中央2丁目、上草柳1・4～5・7・9丁目、福田6丁目
	一部	南林間2・5・6丁目、林間1～2丁目、鶴間1～2丁目、西鶴間8丁目、上草柳、桜森1～3丁目、渋谷3～4丁目、上草柳2～3・6・8丁目、深見西3・5・7丁目、中央1・3～7丁目、草柳2・3丁目、柳橋1・4丁目、福田4・5・7～8丁目、福田、代官1～4丁目
綾瀬市	全域	上土棚中1～3丁目、上土棚北1～5丁目、深谷南5丁目
	一部	上土棚中4～7丁目、上土棚南1～2丁目、深谷中7～9丁目、深谷南3～4丁目、深谷上8丁目、落合南4・9丁目、本蓼川、蓼川、蓼川1～3丁目
藤沢市	一部	長後

この地図は、国土地理院地図に区域情報を追記して作成しています。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差が含まれます。詳細な地図は、南関東防衛局及び座間防衛事務所に備えています。

お断り

このパンフレットは、対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けたすべての方に、この内容が適用されるものではありません。